

第4 4回盛岡地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

令和6年9月17日（火）午後2時から午後3時30分まで

第2 開催場所

盛岡地方裁判所大会議室（5階）

第3 テーマ

民事訴訟のウェブ口頭弁論について

第4 出席者

1 委員

浦野真美子、大澤浩、城守まゆみ、中島真一郎、畠山和男、本庄未佳、柵木澄子、山口研介、両方義人（五十音順、敬称略）

2 裁判所

田邊事務局長、佐藤次席書記官、畑山事務局次長、安齋民事訟廷管理官、佐藤総務課長、紺野総務課長補佐、小笠原庶務係長

第5 議事等

1 開会

- 2 前回の委員会テーマ（「わかりやすい裁判所施設のために」）に関する取組の報告
意見交換された中から、予算措置が不要なものや職員で取り掛かれるものを中心に先行して実施を企画し、主に1階の案内表示の整備や3階の待合室までの案内表示の整理などを行った実施状況を報告した。

3 テーマに関する説明内容及び意見交換の要旨は別紙のとおり

4 次回期日等

(1) 次回期日

令和7年2月18日（火）午後2時

(2) テーマ

未定

(別紙)

テーマに関する説明内容及び意見交換の要旨

1 説明

民事訴訟手続のデジタル化の内容、それらの段階的な実現プロセスの概要やウェブ会議による口頭弁論期日を開くに当たっての要件について説明したあと、301号法廷において、模擬ウェブ口頭弁論を傍聴した。

2 意見交換 (◎委員長、○委員、●裁判所委員)

- 模擬ウェブ口頭弁論を傍聴した感想としては、音響があまり良くなかったように感じた。原告や被告といった当事者にはっきり聞こえていればいいということかもしれないが、裁判の公開の原則からすると傍聴席にも聞こえるように音響もしっかりしたほうがいいのではないか。また、本人確認の場面で、周囲に誰もいないことを口頭で確認していたが、本当に誰もいないと断言できるのか、それがどう担保されているのか疑問に感じた。
- 本日の模擬ウェブ口頭弁論での本人確認は、原告代理人が弁護士という設定であったので、画面で弁護士バッジを確認した。実際は、なりすましを防止するためにも、写真付きの身分証明書で本人確認し、周囲に誰もいないかという確認のためカメラを室内全部回して見せていただくなど事案ごとに必要と考える本人確認と状況確認を行った上で手続を行っている。
- 時代の流れでIT技術を活用して利便性を高めていくということは、とても意義のあることだと思う。その一方でなりすまし対策がいろいろと求められるてくるのだろう。技術が進んでくるとAIによるバーチャル映像などを使って、あたかも本人のように、また本人同様の意見を述べる技術などが具現化されてきた場合、どのように対処するのか、そういったことも近い将来対策がまとめられてくるのかなと考えながら、本日の模擬ウェブ口頭弁論を拝見した。
- 本日の模擬ウェブ口頭弁論は、原告代理人のみがウェブ参加ということであったが、原告も被告もウェブ参加の場合は、モニターはそれぞれの席に用意することになるの

か。

- 必要であればモニターを2台設置することもできなくはないが、一般的には、1つの大型のモニターに当事者双方を左右に映したりといった形を想定している。
- その場合は、法廷の真ん中にモニターを設置するなど中立性に配慮する必要があるだろう。
- 規定上当事者双方がウェブ参加が可能だということはわかったが、裁判官を含めて三者がウェブ参加ということにはならないのか。裁判官はリアル参加がマストだという理解でよろしいか。
- 裁判は裁判所において開廷される。よって、裁判官、それから裁判所書記官も実際の法廷に在廷して、当事者一方または双方がウェブ会議により、裁判所の法廷で開かれている手続に参加するということになる。
- ウェブ口頭弁論は、録音や録画がされるのか。
- 録音録画はしていない。
- ウェブ口頭弁論の際、ウェブ参加予定者に機器の故障や不具合が発生した場合にはどうなるのか。程度にもよるかと思うが、映像が映らないとか、肝心の音声が入らないとか、といった場合に、口頭弁論期日としてはどうなるのか、また、どのような対策がとられているのか教えていただきたい。
- 民事訴訟法87条の2には、「裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、口頭弁論の期日における手続を行うことができる。」と規定されており、ウェブ口頭弁論手続を行うためには、基本的に音声と映像と両方が満たされる状態で接続していなければ、手続が行えないということが法律上決まっている。そのため、具体的に細かな取り決めをしているというわけではないが、手続を主催する側としては、トラブルが機器の原因によるものか、あるいは接続状況が悪いのか、うまくいっていない原因や状況を聴取した上で、すぐ対応できる状態なのか、あるいは日を改めなければならないかどうかを見極め、期日を開くことができないという判断になった場合、当然ながらウ

ウェブ会議により参加を予定していた当事者の不利益にならないように、期日を延期するなどの対処を取ることになるのではないかと考える。

○ 同じく民事訴訟法87条の2で、「裁判所が相当と認めるときは」とあるが、その相当性はどのように判断されているのか。

● 個々の裁判体の判断にはなるが、事件の内容等、事案によることになる。裁判所への出頭が困難かという点や、ウェブ会議の方法による口頭弁論手続に対する当事者の意見も聴取して判断している。また、ウェブ会議とした場合に十分に機器操作に対応していただけるかどうかというITリテラシーに関する部分や、事前に接続テストをしたりして、滞りなく進行できる状態かどうか確認するなどした上で判断しているという実情である。

○ 東北地方は高齢者の多い地方であるので、裁判所に出頭したいけれどもなかなか行けないという高齢者や障がいをお持ちの方に、今後ぜひうまく使っていただけると良いなと考える。しかしながら、高齢者や障がいをお持ちの方は、ウェブ操作が苦手であったり、ウェブ会議をするのに何をどう設置したらいいかわからないといった情報不足であったりなどといったことが多い。そういったことについて、今後どのようにしていくのか、例えば地域連携で解決していくとか、法務省全体でなにか考えているということがあれば伺いたい。

● 地域連携について、説明にあったフェーズ3に向けて検討中ということになる。

出頭するのか自宅から参加するのか、または最寄りの裁判所に来ていただいた上で、何かサポートを受けながら参加するのか、などといったいろいろな場面があると考えられるのでフェーズ3でより具体化していくのではないかと。

◎ デジタル弱者の支援について、弁護士の立場でなにか御意見はあるか。

○ IT関係の技術に長けていない方の支援について、弁護士会で議論が出たことがあるが、我々民間の弁護士のほうで支援全体を引き受けるというのはなかなか難しい面があるので、そのあたりは全体として検証していかなければならないと考えている。

私が学生のころに筋ジストロフィーという病気を患っている方と関わる機会があっ

た。判断能力はしっかりしているけれども、手足が動かないという方で、例えばそのような方が当事者であるウェブ口頭弁論の際に、その支援者が期日に同席することについてはどの程度許容されるものなのかお伺いしたい。

- そのような場合には、事前に事情をお伺いした上で、当事者双方の意見を聴き、必ずしも第三者として扱うのではなく、接続先におられても差し支えないと裁判体のほうで判断し、期日に入っていただくケースもあるのではないかと考える。
- そういった当事者の方には、「弁護士をつけたほうがいい。」というアドバイスもあり得ると思うが、費用面の負担があるので福祉的な支援者の同席やサポートというのも利用していただけるようになっていくとよいと思う。
- ウェブ口頭弁論で証拠を提出するには、どのようになされるのか。

また、本日の模擬ウェブ口頭弁論を傍聴席で拝見し、画面越しに訴えかけられるのと直接訴えかけられるのではイメージが違うなど感じた。裁判はイメージで判断することではないと承知しているが、実際裁判に携わっておられる委員の方は、そのあたりはどのように感じておられるのか伺いたい。

- まず、ウェブ会議により参加されている方の提出する証拠書類の原本を調べられるかというのは細かい話になるが、考え方がいろいろあるところなので、裁判官の判断になる。

原本の存在自体当事者間で争いのない証拠書類も数多くあるので、そういったものに関しては、ウェブで参加されている方も原本に代えて写しを提出していただくことになる。民事裁判の場合、もともと事前に提出を予定している証拠関係等は、裁判所と相手方に写しが渡っていて、あらかじめそれらを見てから裁判を行うので、必ずしもウェブカメラ上で証拠書類を提示しなければならないということはなく手続が進むことが多い。

実際に期日の中で証拠を指し示さなければならないということになった場合には、例えばPDF等のデータを事前に作成していただき、ウェブ上で画面共有やカメラに写すなどして、具体的に「書証のこのページです。」と指し示す方法もあり得るし、

原本を直接確認しなければならないときには、出頭していただいて原本を調べるということになる。

ウェブ口頭弁論で手続を始めたからといって、すべての手続をウェブ口頭弁論で完結しなければならないということではないので、その日予定されている手続に応じて、適宜合理的な方法をとっていく上での1つの期日のやり方というイメージである。

- ◎ 訴訟に携わられている委員の御意見はいかがか。
- 訴訟関係者として、委員のみなさんの民事裁判の認識と実際の民事裁判手続とで、少しずれがあるのではないかと思われる点があるので説明したい。

民事裁判手続は、結審まで口頭弁論手続でずっと進むというケースは非常に少なく、弁論準備手続などの非公開の手続で争点整理が進み、その中で証拠の提出がなされるということがほとんどではないかという実感がある。第1回ウェブ口頭弁論で訴状陳述・答弁書陳述を行い、次回以降はどのように進めていくかとなって、2回目以降は弁論準備手続といって非公開の手続に切り替わる。弁論準備手続になると、かなり自由がきくので、先ほどの委員の御質問のような「どのように証拠を調べるのか。」という心配は解消されると考える。

代理人がついているケースでは以上のおりであるが、代理人がついていないケースではいかがか。

- 当事者本人の訴訟でも弁論準備手続を行っているものもある。

あらためて民事裁判手続について説明すると、まず第1回口頭弁論で、基本的に争いのある事件なのかどうか、争いがある場合には何か理由があって争っているのかどうかなどを確認し、主張や証拠を整理しなければ判断できない事件だということになれば争点整理に移ることになる。争点整理にはいくつかの手続が規定されているので、適切と思う手続を選択し、弁論準備手続ということになれば双方ウェブ参加や電話会議でも行うことができる。この弁論準備手続というのは、主張と証拠の整理の手続であるので、すでに提出されている重要と思われる書証について、この書証がどういった形状等であるのか確認するため、原本を調べたいのか、例えば、印鑑の印影といっ

たよく確認しないといけない書証なのか、そうではなくて、内容や存在自体は争いがなくて、そのまま写しでも判断できるものなのか振り分けを行う。そのようにして弁論準備手続が終わると、また口頭弁論で必要な手続を行ったのち、結審して判断をしていくという流れになる。

- 盛岡地裁でウェブ口頭弁論の実施件数はどのくらいか。
- 盛岡地裁管内の令和6年7月末時点でのウェブ口頭弁論の実施件数の概数として、地裁合計33件、管内簡易裁判所の件数も含めると全体で73件である。
- ゼロベースからウェブ口頭弁論が始まったわけではなく、ウェブ会議などから拡大してきたと思うので、ここで浮かびあがってきた問題点などはあるか。また、実際にウェブ口頭弁論に参加した当事者からの要望や意見など把握しているものがあれば御紹介いただきたい。
- これまでウェブ会議を利用した争点整理を先行して試行していた期間もあったので、個人的には、施行から現在まではスムーズに進んでいると感じている。
また、利用者からの具体的な要望や問題意識はまだ把握していない。
- ◎ 委員の所属されている職場でウェブ会議を含めたデジタル化の実情やどのように活用されているか、御紹介できることがあればお聞かせいただきたい。
- コロナ禍以降ウェブ会議は増えてきている。会議のための移動時間や費用の削減になっている反面、会議の中身が薄くなっているのではないかと感じている。
今回のテーマのウェブ口頭弁論では、一番問題となる部分は、やはりどうやってなりすましを防ぐかということではないかと考え参加したが、本日の説明などを伺って、弁護士などが代理人として参加するのであれば、その問題もクリアになるであろうし、ウェブ口頭弁論は、とてもよい取組だと感じた。
- 個人情報扱う相談業務を行っているところ、高齢者や障がいをお持ちの方について、オンラインで相談できるかどうかという議論が進んでおり、それによって業務も変わってくるため大きなポイントになっている。
また、ウェブ会議も行っているが、対面でないと本音が言えないということもあるの

で、過渡期で悩んでいるところがあるという実情である。

- 外国人市民の方が相談に来られることがあるが、必ずしも日本語が堪能な方ばかりではないので、ウェブ会議を利用して相談ができれば、移動にかかるハードルも下がるので相談につながっていくことが期待できると考える。これは外国人以外の方にとっても同様のことが言えるのではないかと。

また、当方でもウェブ会議も増えてきているが、ウェブ会議と対面、それぞれ、対面だから言えること、画面を挟んでいるからこそ冷静に言葉を整理して話すことができること、の両面があると考えます。そのため、ウェブ口頭弁論も、ウェブ会議のよい点をうまく活用して制度を進めていければよいのではないかと。